

証券コード 3057
2024年4月10日

株 主 各 位

(本店所在地)
名古屋市東区徳川町1001番地
(本社事務所)
東京都渋谷区神南1丁目20番5号
株 式 会 社 ゼ ッ ト ン
代表取締役社長 鈴木伸典

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.zetton.co.jp/company/IR/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IRライブラリー」 「招集通知」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

【名証ウェブサイト(名証上場銘柄情報)】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



(上記の名証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ゼットン」または「コード」に当社証券コード「3057」を入力・検索し、「基本情報」、「適時開示情報」を順にご選択いただき、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)もしくはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年4月24日(水曜日)午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年4月25日（木曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
「渋谷ソラスタコンファレンス 4D」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第29期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）
事業報告の内容報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 当社と株式会社アダストリアとの株式交換契約承認の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権の行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着時間を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、当社定款第15条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主様1名に限られます。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 個別注記表したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/3057/>



事業報告

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年2月1日～2024年1月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行やインバウンド需要の回復によって、経済活動の正常化が進展し、個人消費が回復傾向となりました。一方で、為替市場の円安進行やロシア・ウクライナ情勢の長期化による原材料や資源価格の高騰等が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、急激な物価上昇や慢性的な労働力不足等により厳しい状況が続いておりますが、来店客数に回復の動きが見られ、インバウンド需要増加が見込まれる等、市場環境の変化や、お客様のライフスタイルの変化に迅速に対応していくことが求められております。

こうした環境の中、当社グループは、2023年2月に発表いたしました中期事業計画「zetton VISION 23 to 26～Road to 2030～」を推進しており、それぞれの街の資産を磨くことで新しい価値創造を実現する「新しい街づくり3.0」をビジョンとして、環境変化に対応した事業構造の変化と持続的な企業価値の向上を目指しております。

当連結会計年度におきましては、新規事業として2023年4月に、横浜市の山下公園内に「THE WHARF HOUSE YAMASHITA KOEN」を開業し、葛西臨海公園に続く公園再生事業をスタートさせました。本公園の再開発は、Park-PFI制度による公募において、当社がコンソーシアムの代表構成者として進める初のプロジェクトです。これまで以上に多様な公園での過ごし方を提案することで、街の魅力向上に貢献するとともに、今後各地に展開可能なビジネスモデルの構築を進めてまいります。また、九州国立博物館内に「九州国立博物館Mカフェ」、「太宰府いい乃じ」を開業、大阪天王寺・てんしば内に「KNEADERS」を開業した他、複数の新規事業がスタートしております。

加えて、国内商業タウン再生事業におきましては、各地の商業施設屋上でのビアガーデンやバーベキューが楽しめるアウトドア事業コンテンツ、多種多様な地域性や立地に合わせた事業展開を進めているダイニング事業コンテンツを中心に各店舗で集客が回復傾向となり、売上高・利益ともに好調に推移いたしました。

米国ハワイ州にて事業を運営しております連結子会社 ZETTON, INC. が担う海外商業タウン再生事業におきましては、既存店舗、新規店舗ともに概ね好調にて推移しており、更なる事業規模拡大に向けて、準備を進めております。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は上記のとおり好調に推移する一方、利益については、前年同期は米国政府による「RRF（レストラン活性化基金）」

受給分652百万円を会計に反映していたこと、決算期の変更に伴い前年同期と対象期間が異なること、スタッフの処遇改善を実施したこと等の影響により減益となっております。ただし事業面においては、国内市況の回復や店舗の収益向上施策等の効果によりアウトドア事業、ダイニング事業及びインターナショナル事業が前年比で大きく伸長いたしました。また、社内の採算基準を下回る店舗の中で、営業努力による改善が困難であった店舗について、採算改善と人材の有効活用を目的として退店を実施いたしました。これにより原状回復費等を特別損失として計上しております。

当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高12,570百万円、営業利益203百万円、経常利益202百万円、親会社株主に帰属する当期純利益50百万円となりました。

- (注) 1. 当社は2023年1月期より決算日を2月末日から1月31日に変更いたしました。そのため、2024年1月期(2023年2月1日~2024年1月31日)と比較対象となる2023年1月期(2022年3月1日~2023年1月31日)の期間が異なるため、対前期増減率については記載しておりません。
2. 店舗数について、当期間に11店舗出店及び11店舗退店を行ったことにより、当連結会計年度末の店舗数は、直営店69店舗(国内60店舗、海外9店舗)、FC店2店舗の合計71店舗となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループは、新規店舗への投資及び既存店舗の改修等を目的に総額668百万円の設備投資を実施し、収益基盤の拡充を図りました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループ所要資金として、金融機関より長期借入金として総額380百万円の調達を実施いたしました。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 26 期 (2021年2月期)	第 27 期 (2022年2月期)	第 28 期 (2023年1月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2024年1月期)
売上高 (千円)	4,716,430	4,619,510	9,053,726	12,570,017
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	△1,251,387	582,124	486,536	50,550
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△279.70	111.89	75.43	7.84
総資産 (千円)	3,541,123	5,220,924	6,737,346	7,685,462
純資産 (千円)	149,237	2,041,218	2,766,313	2,918,157
1株当たり純資産額 (円)	30.91	316.48	428.90	452.44

(注) 当社は2023年1月期より決算日を2月末日から1月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる2023年1月期は、2022年3月1日から2023年1月31日までの11か月決算となります。

当社の財産及び損益の状況

区分	第 26 期 (2021年2月期)	第 27 期 (2022年2月期)	第 28 期 (2023年1月期)	第 29 期 (当事業年度) (2024年1月期)
売上高 (千円)	4,251,763	3,856,859	6,742,695	9,342,120
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	△985,931	77,967	△141,405	4,402
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△220.37	14.99	△21.92	0.68
総資産 (千円)	3,440,387	4,028,840	3,729,758	3,807,402
純資産 (千円)	226,308	1,596,532	1,455,126	1,459,529
1株当たり純資産額 (円)	46.87	247.53	225.61	226.29

(注) 当社は2023年1月期より決算日を2月末日から1月31日に変更いたしました。これに伴い、経過期間となる2023年1月期は、2022年3月1日から2023年1月31日までの11か月決算となります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(ア) 親会社に関する事項

当社の親会社は、株式会社アダストリアであり、同社は当社の普通株式 3,289,400株（議決権比率51%）を保有しております。なお、当社は同社の役員 2名が当社の取締役役に就任しております。

(イ) 親会社との間の取引に関する事項

主要株主である株式会社アダストリア及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。

また、当社は同社及び同社グループ内の各社を含む関連当事者との取引について、少数株主の利益を保護するほか、関連当事者との利益相反リスクについて適切に監視・監督し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として特別委員会を設置しております。特別委員会は、取締役会の諮問に応じて、関連当事者との取引に係る必要性、合理性、相当性を経営陣や関連当事者から独立した立場で審議し、その結果を取締役に答申いたします。なお、取締役会は委員会による答申の内容を最大限尊重の上、意思決定するものとします。

(ウ) 重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要

当社の重要な財務及び事業の方針に関して、親会社と締結している契約等の内容の概要は次のとおりであります。当社は親会社である株式会社アダストリアとの間で、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させ、継続的に発展していくことを目的として、資本業務提携契約を2021年12月14日付にて締結しております。また、当社は、親会社との間でインターカンパニートレジャリー契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容
ZETTON, INC.	1,000千米ドル	100.0%	飲 食 店 舗 の 経 営

(7) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、当社グループが、創業時からの企業理念「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」こそが、普遍の理念であると再確認するとともに、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上及び財務体質の健全化を図るために、以下の課題に積極的に対処してまいります。

①持続可能な社会の実現に向けた取組み

当社グループは、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上を目指すため、事業活動の基盤にサステナビリティへの取組みを置いております。当社グループが取り組むべき課題は「地域の活性化」と「気候変動対策／資源効率化」と捉え、(1)持続可能な社会を実現する地域づくりの貢献、(2)持続可能な低炭素・脱炭素社会実現への貢献、(3)持続可能な資源利用社会実現への貢献、(4)人権・労働に配慮した社会実現への貢献、の4つの活動とし、経営理念である「人づくり」「街づくり」を通し、社会への貢献を推進してまいります。

②ES経営（従業員満足経営） 人材の確保及び育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけており、優秀な人材の確保及び育成が今後の当社グループの成長にあたって重要であると認識しております。

その人材の確保の為、当社グループは、経営姿勢や店づくりを通じて企業理念や経営戦略を労働市場にいる人材にアピールしつつ当社グループの認知度を向上させてまいります。

また、人材の育成については、従業員のやりがいのある職場づくりを行い、従業員の能力が最大限に発揮できる環境を整えるとともに、報酬体系等の見直しを行い、従業員一人一人に向き合った制度づくりを検討し、推進してまいります。

③ファンづくり 顧客の囲い込みによる既存事業の収益力向上

当社グループは、様々な立地に対応した多様な事業コンテンツを保有しており、高い業態開発力を持っております。その中において、戦略的にターゲットとした顧客層の満足度を引き上げていくことを目的とした商品開発、サービス力の向上により顧客のファン化を推し進めるとともに、新規来店者数の獲得を狙う販売促進やPR活動、これらを実行できる組織の充実を進め、収益力の持続的拡大を図ることを引き続き推進してまいります。

④展開力 新規事業への挑戦

当社グループは、既存店舗の収益を維持しながら、新たな成長エンジンとなる新事業、新業態の開発に挑戦し、継続的な業績拡大を図るために、投資効果の高

い優良立地への出店や既存設備を活用した事業の拡張に積極的に取り組み、収益力を強化拡充する方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

事業	事業内容
アロハテーブル事業	ハワイアンカルチャーをベースとしたライフスタイルを提唱するカフェ&ダイニング事業。 「ALOHA TABLE」を中心としたハワイ業態の店舗の運営を行っております。
ダイニング事業	出店する地域の人々や立地の特性に合わせた店舗ブランドの開発・再開発を行い、街の再開発の一端を担う事業。個店店舗戦略にて運営を行っております。
アウトドア事業	夏季を中心とした期間限定のイベント事業。 商業施設の屋上に限らず、開放感あふれる場所を物件開発し、季節店舗の運営を行っております。
ブライダル事業	「Heritage Bridal Collection」ブランドによるレストランブライダルを展開。 歴史ある建物に家族の歴史を刻んでいただけるような素敵なウエディングを提供しております。
インターナショナル事業	米国 ハワイ州を中心とした海外進出事業。 「ALOHA TABLE」本店をはじめ、現在9店舗を運営しております。

(9) 主要な営業所及び店舗 (2024年1月31日現在)

当社 (本社) 東京都渋谷区
(名古屋オフィス) 愛知県名古屋市中区
ZETTON, INC. アメリカ合衆国 ハワイ州
(主要な営業店舗)

名称	所在地
gz	東京都中央区
ニホンバシイチノイチノイチ	東京都中央区
CADRAN	東京都中央区
舌舌	東京都中央区
日本橋高島屋S.C. BBQ BEER GARDEN	東京都中央区
いい乃じ	東京都中央区
ALOHA TABLE ららぽーと豊洲3	東京都江東区
ALOHA TABLE 代官山	東京都渋谷区
HEAVENLY Island Lifestyle 代官山	東京都渋谷区
orangé	東京都港区
grigio la tavola	東京都港区
六七	東京都港区
ARK HILLS SOUTH TOWER ROOFTOP LOUNGE	東京都港区
にしあざぶ	東京都港区
BALCÓN TOKYO	東京都港区
ALOHA TABLE 大崎	東京都品川区
ALOHA TABLE 飯田橋	東京都千代田区
ALOHA TABLE 中目黒	東京都目黒区
池袋パルコ コリアンBBQ ビアガーデン	東京都豊島区
葛西臨海公園バーベキュー広場	東京都江戸川区
SORAMIDO BBQ	東京都江戸川区
CRYSTAL CAFE	東京都江戸川区
PARKLIFE CAFE & RESTAURANT	東京都江戸川区
かさい海浜公園 なぎさバーベキュー	東京都江戸川区
山手十番館	神奈川県横浜市中区
THE WHARF HOUSE YAMASHITA KOEN	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE コレットマーレみなとみらい	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE 横浜バイクォーター	神奈川県横浜市神奈川区
横浜バイクォーター BBQビアガーデン	神奈川県横浜市神奈川区
CHUTNEY Asian Ethnic Kitchen	神奈川県横浜市神奈川区

名称	所在地
Ms. CASABLANCA	神奈川県横浜市西区
アトレ川崎 肉食べ放題BBQビアガーデン	神奈川県川崎市川崎区
ALOHA TABLE 湘南	神奈川県藤沢市
ALOHA TABLE ららぽーと海老名	神奈川県海老名市
ALOHA TABLE ルミネ大宮	埼玉県さいたま市大宮区
ALOHA TABLE 仙台	宮城県仙台市青葉区
仙台パルク2 肉食べ放題BBQビアガーデン	宮城県仙台市青葉区
ALOHA TABLE ペリエ千葉	千葉県千葉市中央区
ペリエ千葉 肉食べ放題BBQビアガーデン	千葉県千葉市中央区
金山ソウル	愛知県名古屋市中区
アスナル金山ビアガーデン by Kumsan seoul	愛知県名古屋市中区
ALOHA TABLE 金山	愛知県名古屋市中区
猪口猪口	愛知県名古屋市中村区
小料理バル ドメ	愛知県名古屋市中村区
口々	愛知県名古屋市中村区
こ盆	愛知県名古屋市中村区
Wine Lounge & Restaurant Cepages	愛知県名古屋市中村区
ガーデンレストラン徳川園	愛知県名古屋市中村区
ALOHA TABLE 星が丘テラス	愛知県名古屋市中村区
forty three	岐阜県岐阜市
YOKKAICHI HARBOR 尾上別荘	三重県四日市市
ALOHA TABLE あべのハルクス	大阪府大阪市阿倍野区
SKY GARDEN 300	大阪府大阪市阿倍野区
KNEADERS CAFE BAR GRILL	大阪府大阪市阿倍野区
"R" RIVERSIDE GRILL & BEERGARDEN	大阪府大阪市北区
九州国立博物館 M cafe	福岡県太宰府市
太宰府 いい乃じ	福岡県太宰府市
ALOHA TABLE Waikiki	アメリカ合衆国 ハワイ州
GOOFY Cafe & Dine	アメリカ合衆国 ハワイ州
HEAVENLY Island Lifestyle	アメリカ合衆国 ハワイ州
HEAVENLY Island Lifestyle Hawaii Kai	アメリカ合衆国 ハワイ州
ZIGU	アメリカ合衆国 ハワイ州
natuRe waikiki	アメリカ合衆国 ハワイ州
ALOHA STEAK HOUSE	アメリカ合衆国 ハワイ州
THE SEASIDE	アメリカ合衆国 ハワイ州
CAMADO	アメリカ合衆国 ハワイ州
ALOHA TABLE 三成(FC)	韓国 ソウル特別市
ALOHA TABLE 始興(FC)	韓国 始興市

(10) 使用人の状況 (2024年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
481名 (2,074名)	30名増 (428名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
440名 (1,619名)	30名増 (282名増)	34.6歳	6.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	352,086千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	220,349千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	205,470千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	40,736千円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	23,364千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年1月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,390,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,451,000株 |
| ③ 株主数 | 6,450名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社 アダストリア	3,289,400株	51.00%
株式会社 DDグループ	812,500株	12.60%
稲本 健一	169,900株	2.63%
鈴木 伸典	131,400株	2.04%
梶田 知嗣	87,700株	1.36%
株式会社SKYグループインベストメント	64,800株	1.00%
ゼットン従業員持株会	46,000株	0.71%
キーコーヒー株式会社	42,300株	0.66%
株式会社 ノーズ	26,200株	0.41%
株式会社 マルト水谷	24,500株	0.38%

(注) 持株比率は自己株式（1,234株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（2024年1月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木伸典	ZETTON, INC. Chairman
取締役 副社長	小林智哉	コーポレート戦略本部長
取締役 副社長	菊地大輔	ZETTON, INC. President / CEO
取締役	田中俊一	営業戦略本部長
取締役	手嶋雅夫	ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 パーセク株式会社 代表取締役社長 一般社団法人スポーツフォーライフジャパン 代表理事 株式会社コーエーテックモホールディングス 社外取締役 バス・ザ・バトン合同会社 代表社員
取締役	木村治	株式会社アダストリア代表取締役社長 株式会社エレメントルール取締役副社長 久恩玖貿易（上海）有限公司董事
取締役	新谷亮	管理本部長 株式会社アダストリア 執行役員
取締役 （常勤監査等委員）	大曾根三郎	
取締役 （監査等委員）	渡部峻輔	AZX総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役 （監査等委員）	馳雅樹	馳公認会計士事務所 所長 株式会社青山パートナーズコンサルティング 代表取締役・代表パートナー 税理士法人青山パートナーズ 統括代表社員・代表パートナー

- (注) 1. 取締役のうち、渡部峻輔氏、馳雅樹氏は社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2023年4月26日開催の第28回定時株主総会において、新谷亮氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、情報収集及び取締役会以外の重要な会議への出席を可能とすべく、常勤監査等委員を1名選定しております。
4. 取締役（監査等委員）の渡部峻輔氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 取締役（監査等委員）の馳雅樹氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は渡部峻輔氏、馳雅樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役(常勤監査等委員)の大曾根三郎氏、取締役(監査等委員)の渡部峻輔氏、馳雅樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することとなる損害賠償金又は争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令等に違反することを認識しながら行った行ために起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社取締役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額

(ア) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、当社への貢献度に応じて、役員報酬規程に定める役位ごとの月額報酬テーブルに基づき、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社は業績連動報酬を導入しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層に共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるために、譲渡制限付株式の支給を取締役の役位及び貢献度等の事項を総合的に勘案して決定しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の役位別の報酬割合については指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

決定された報酬等の額を十二等分し、在任中毎月の支払いとするものであります。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定プロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会にて審議の上、その答申に基づき、取締役会において審議し決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当該委員会は委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とし、委員長は社外取締役より選定しております。

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			支 給 人 員
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (う ち 社 外 取 締 役)	91,411千円 (-)	91,411千円 (-)	-千円 (-)	-千円 (-)	7名 (-)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	14,904千円 (9,204)	14,904千円 (9,204)	-千円 (-)	-千円 (-)	3名 (2)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	106,315千円 (9,204)	106,315千円 (9,204)	-千円 (-)	-千円 (-)	10名 (2)

(注) 1. 当期末現在の人数は、取締役7名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）であります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 2020年5月27日開催の第25回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）と決議いただいております。また、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、同日開催の第25回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として、年額30百万円以内（うち社外取締役5百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、7名（うち社外取締役は1名）です。

4. 2020年5月27日開催の第25回定時株主総会において監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役は2名）です。

⑤ 社外役員の状況

(ア) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)渡部峻輔氏は、AZX総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しておりますが、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)の馳雅樹氏は、馳公認会計士事務所所長、株式会社青山パートナーズコンサルティング代表取締役・代表パートナー及び税理士法人青山パートナーズ統括代表社員・代表パートナーを兼務しておりますが、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

(イ) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
渡部 峻輔	取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会15回のうち15回、また監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しているほか、特別委員会の委員として少数株主の利益保護並びにコーポレートガバナンス体制の充実化の観点から、関連当事者との取引について審議し、取締役会に対して助言・勧告を行っております。
馳 雅樹	取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会15回のうち15回、また監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、特別委員会の委員長として、少数株主の利益保護並びにコーポレートガバナンス体制の充実化の観点から、関連当事者との取引について審議・答申し、取締役会に対して助言・勧告を行っているほか、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,250千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠を審議した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

(ア) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(イ) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

(ウ) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,229,395	流 動 負 債	1,860,915
現金及び預金	1,585,145	買掛金	400,489
売掛金	316,737	1年内返済予定の長期借入金	401,192
商 品	2,281	リ ー ス 債 務	194,219
原材料及び貯蔵品	120,995	未 払 金	309,918
前 払 費 用	134,785	未 払 費 用	283,698
未 収 入 金	52,187	未 払 法 人 税 等	32,952
そ の 他	17,260	未 払 消 費 税 等	134,893
固 定 資 産	5,456,067	株 主 優 待 引 当 金	6,349
有 形 固 定 資 産	4,243,705	前 受 金	66,546
建物及び構築物	1,540,430	そ の 他	30,655
車 両 運 搬 具	2,344	固 定 負 債	2,906,389
工具、器具及び備品	330,565	長 期 借 入 金	504,087
使用権資産	2,197,894	リ ー ス 債 務	2,046,952
建設仮勘定	172,469	長 期 前 受 金	45,107
そ の 他	0	資 産 除 去 債 務	283,586
無 形 固 定 資 産	28,203	そ の 他	26,656
の れ ん	1,301	負 債 合 計	4,767,305
ソ フ ト ウ ェ ア	1,044	純 資 産 の 部	
そ の 他	25,857	株 主 資 本	2,596,050
投資その他の資産	1,184,158	資 本 金	90,000
投資有価証券	0	資 本 剰 余 金	1,506,749
長期前払費用	44,663	利 益 剰 余 金	999,518
差入保証金	530,897	自 己 株 式	△217
繰延税金資産	591,072	その他の包括利益累計額	322,106
そ の 他	17,525	為 替 換 算 調 整 勘 定	322,106
資 産 合 計	7,685,462	純 資 産 合 計	2,918,157
		負 債 純 資 産 合 計	7,685,462

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,570,017
売上原価	3,442,758
売上総利益	9,127,258
販売費及び一般管理費	8,923,928
営業利益	203,329
営業外収益	
受取利息	3,160
為替差益	371
受取家賃	1,500
その他	3,130
合計	8,162
営業外費用	
支払利息	5,109
その他	3,482
合計	8,591
経常利益	202,900
特別損失	
減損損失	61,689
店舗閉鎖損失	21,374
リース解約損失	10,936
合計	93,999
税金等調整前当期純利益	108,900
法人税、住民税及び事業税	21,862
法人税等調整額	36,486
合計	58,349
当期純利益	50,550
親会社株主に帰属する当期純利益	50,550

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,000,264	流 動 負 債	1,514,643
現金及び預金	530,857	買掛金	319,271
売掛金	251,409	1年内返済予定の長期借入金	401,192
商 品	1,798	未払金	312,475
原材料及び貯蔵品	71,949	未払費用	252,477
前払費用	95,033	未払法人税等	23,460
立替金	29,207	未払消費税等	134,893
未収入金	4,951	株主優待引当金	6,349
その他の	15,057	前受金	55,907
固 定 資 産	2,807,137	その他の	8,615
有 形 固 定 資 産	1,577,737	固 定 負 債	833,230
建物及び構築物	1,310,380	長期借入金	504,087
車両運搬具	2,344	長期前受金	45,107
工具、器具及び備品	213,957	資産除去債務	283,586
建設仮勘定	51,054	その他の	450
その他の	0	負 債 合 計	2,347,873
無 形 固 定 資 産	3,999	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,044	株 主 資 本	1,459,529
借地権	2,610	資 本 金	90,000
その他の	344	資 本 剰 余 金	1,506,749
投資その他の資産	1,225,400	資 本 準 備 金	1,506,749
投資有価証券	0	利 益 剰 余 金	△137,003
長期貸付金	17,463	その他利益剰余金	△137,003
長期前払費用	44,663	繰越利益剰余金	△137,003
差入保証金	450,671	自 己 株 式	△217
関係会社株式	121,529	純 資 産 合 計	1,459,529
繰延税金資産	591,072	負 債 純 資 産 合 計	3,807,402
資 産 合 計	3,807,402		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,342,120
売上原価	2,531,952
売上総利益	6,810,167
販売費及び一般管理費	6,651,053
営業利益	159,114
営業外収益	
受取利息	37
為替差益	371
受取家賃	1,500
その他	3,130
営業外費用	
支払利息	5,109
その他	695
経常利益	158,349
特別損失	
減損損失	61,689
店舗閉鎖損失	21,374
リース解約損	10,936
税引前当期純利益	64,350
法人税、住民税及び事業税	23,460
法人税等調整額	36,486
当期純利益	4,402

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 陶 江 徹 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 清 水 幸 樹 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼットンの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼットン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表 4. 連結貸借対照表に関する注記（4）偶発債務に記載されているとおり、会社の連結子会社であるZETTON, INC. は、2021年5月に受給したレストラン活性化基金820万ドルについて、米国中小企業庁より受給資格の正当性について調査を受けている。
2. 連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年3月21日開催の取締役会において、株式会社アダストリアを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約を締結している。
なお、当該株式交換は、2024年4月25日に開催予定の会社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2024年6月1日を当該株式交換の効力発生日として行う予定であり、会社の株式は2024年5月30日付で上場廃止となる予定である。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

株式会社ゼットン
取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 陶 江 徹 印

公認会計士 清 水 幸 樹 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼットンの2023年2月1日から2024年1月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表 12. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年3月21日開催の取締役会において、株式会社アダストリアを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約を締結している。

なお、当該株式交換は、2024年4月25日に開催予定の会社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2024年6月1日を当該株式交換の効力発生日として行う予定であり、会社の株式は2024年5月30日付で上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に従い、当社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。親会社との取引については、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月25日

株式会社ゼットン 監査等委員会

常勤監査等委員 大曾根 三 郎 ㊟

監査等委員 渡部 峻 輔 ㊟

監査等委員 馳 雅 樹 ㊟

(注) 監査等委員渡部峻輔及び馳雅樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社アダストリアとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社アダストリア（以下「アダストリア」といい、当社とアダストリアを総称して「両社」といいます。）は、2024年3月21日開催の両社の取締役会において、アダストリアを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で下記「2. 本件株式交換契約の内容」記載の株式交換契約（以下「本件株式交換契約」といいます。）を両社間で締結いたしました。

つきましては、本件株式交換契約についてご承認をお願いするものであります。

本件株式交換は、アダストリアにおいては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手續により、株主総会の決議による本件株式交換契約の承認を得ずに、当社においては本定時株主総会において本件株式交換契約の承認を得た上で、2024年6月1日を本件株式交換の効力発生日として行う予定です。なお、本件株式交換の効力発生日（2024年6月1日を予定）（以下「本件株式交換効力発生日」といいます。）に先立ち、当社の株式は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）ネクスト市場において2024年5月30日付で上場廃止（最終売買日は2024年5月29日）となる予定です。

本件株式交換を行う理由、本件株式交換契約の内容等は次のとおりです。

1. 本件株式交換を行う理由

アダストリアは、アダストリア及びその連結子会社17社、持分法適用関連会社1社（以下、総称して「アダストリアグループ」といいます。）により構成され、「Play fashion!」のミッションの下、ファッションを通じて、人々の心を豊かに、幸せにすることを使命としています。アダストリアでは、「グローバルワーク」、「ローリーズファーム」、「レプシム」、「ジーナシス」、「レイジブルー」などのカジュアルファッションブランド、「ニコアンド」、「スタディオクリップ」、「ベイフロー」などのライフスタイル提案型ブランド、「アプレジュール」などのEC専業ブランド、「カオス」及び「カレンソロジー」などの洗練された大人に向けたブランドなど、様々なブランドを展開しております。

一方、当社は当社及びその連結子会社1社により構成され、「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」の経営理念の下、「国内商業タウン再生事業」、「海外商業タウン再生事業」、「公園再生事業」の事業区分にて推し進めております。当社は、今後、中長期的な経営戦略の一つとして、当社が有するブランド力を最大限に活かし、新たなビジネスモデルの構築を行うと同時に、サステナブル戦略に基づく街づくりを、既存事業の磨き込みを軸として、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上を目指しております。

アダストリアにとって飲食事業は、衣食住という言葉に表現されるように、消費者のライフスタイルの中で「食」は「衣」と並んで大きな領域であり、アパレルの枠を超えて生活のあらゆる場面で多様なライフスタイルをお客様に提案するために重要な要素であることから、飲食事業の拡大に向けて、既存の経営資源を利用した

現状の延長線上での成長ではなく、他社との提携やM&Aによる成長の可能性を幅広く検討しておりました。そして、アダストリアと当社は、アダストリアが飲食事業を立ち上げた2017年10月下旬から、経営テーマに関して議論を行うなど、取締役を中心に交流があったところ、アダストリアがライフスタイル提案を目指す中で、当社のブランドや商品、サービスといったコンテンツは、内装の一つ一つにこだわりを感じさせるクオリティの高い空間デザインを有しているとの評価を行っており、アダストリアがターゲットとする、日常の洋服に気を配るといった消費行動を持つファッション感度の高い消費者層への訴求力があり、こだわりのある内装から醸し出されるスタイリッシュな空気感もアダストリアのブランドとの親和性が高いとの評価も行っておりました。一方、当社においても、Park-PFI制度（注）に基づいた公園開発事業や公共施設再開発といったサステナブル戦略を推進していくためには、飲食業で培ってきたノウハウを活かしながらも、他業種との連携なども視野に入れながら、飲食業の枠を飛び越える必要があると独自に認識しておりました。

（注）Park-PFI制度は、2017年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度となります。

そして、当社は、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、さらなる事業成長および企業価値向上のためには、他業種も含めた外部連携が必要との認識の下、2021年1月上旬より、独自に他社との資本提携を含めた様々な選択肢の検討を開始し、その後、2021年12月14日付で両社は資本業務提携契約（以下「資本業務提携契約」といいます。）を締結するとともに、2021年12月から2022年2月にかけて実施された第三者割当増資および公開買付けを経て、アダストリアは当社の普通株式3,289,400株（2024年1月31日現在の発行済株式総数6,449,766株（自己株式を除く））に占める議決権数の割合にして51.00%）を保有するに至り、連結子会社としております。

その後、両社間においては資本業務提携契約に基づいた、①両社それぞれが強みを持つ海外地域における、相互の商品、ブランド、事業の展開、②両社それぞれの既存ブランド事業における、相互の商品、ブランド、事業の展開、③アダストリアグループのECプラットフォーム上における当社商品の取扱の拡充、④アダストリアグループのオウンドメディアを通じた当社のプロモーション活動、⑤当社ブランドの雑貨の、アダストリアグループ内での企画・製造、⑥アダストリアグループがこれまで構築してきた商業施設とのコネクションを活用した共同での店舗開発や、海外の当社の未進出エリア（中国を含むアジア各国）の開拓、管理部門における人材交流や業務効率化等に関するノウハウの交流といった施策（以下、①乃至⑥の施策を総称して「本提携施策」といいます。）について検討を進めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症による世界的な混乱の収束を経て、当社においては成長に資する事業機会、具体例としては(i)コロナ禍が過ぎた後においても外食企業の倒産や経営効率の向上のための店舗閉鎖が増えている背景を踏まえた、コロナ禍前には空テナントとなることがなかった物件及び賃料等の好条件下で内装造作などが既に施された居抜き店舗の紹介増加、(ii)コロナ禍を経て顧客による外食への価値観が見直され、一度の食事利用における消費金額の上昇、(iii)国内のみにと

どまらず世界各国から引き合いのあるM&A案件や、Park-PFI制度における協業案件が生じてまいりました。

当社が属する外食産業においては、急激な物価上昇や慢性的な労働力不足、IT活用の遅れなどが引き続き課題となっており、当社においてもこれらの課題に対する施策の遂行が急務となっておりました。また、事業機会への投下資金の確保においては、外食産業に対する金融機関への融資姿勢は引き続き慎重であることから、機動的かつ十分な資金を確保するハードルが高い状況にありました。

このような状況を踏まえ、アダストリアとしては、本提携施策のみならず上記当社における成長に資する事業機会を積極的かつスピーディに推進することは、長期的な両社の企業価値の向上に資すると考えるに至りました。一方、これらの施策は短期的には設備投資や費用の増加を伴い業績や経営指標の低下により当社の少数株主の利益を損なう可能性があり、また、当社においては上場企業として親会社であるアダストリアから独立した経営が行われ、アダストリアとの取引においては利益相反を回避するために慎重な検討を要する点から、積極的かつスピーディな実行が困難な状況にありました。

そこで、アダストリアとしては当社を完全子会社化することによりこれらの課題を解決し、中長期的な両社の企業価値向上の向上を実現できると判断するに至り、2023年11月下旬よりアダストリアと当社との間で本件株式交換に関する具体的な協議が開始され、当社においては親会社で支配株主であるアダストリアとの協議開始にともない、下記3.「(3)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本件株式交換の公正性を担保するため、本件株式交換の検討にあたり必要となる独立した検討体制の具体的な内容について検討し、当該検討体制を適切に構築した上、本件株式交換に係る具体的検討を開始することといたしました。具体的検討を開始するに際し当社は、アダストリアからの提案に対する当社取締役会における意思決定過程の公正性、透明性及び客観性の確保並びに意思決定の恣意性の排除を目的として、2023年12月14日に支配株主であるアダストリアとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される拡大特別委員会（以下「本件拡大特別委員会」といい、詳細については下記3.「(3)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」をご参照ください。）を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

その後、アダストリアは2023年12月27日付で当社に対し株式交換による完全子会社を提案する旨の意向表明書を提出しました。

当社は上記体制のもとアダストリアからの提案について慎重に検討した結果、当社は、アダストリアの完全子会社となることで、従来以上に両社の連携を緊密化して、当社の事業を拡大していく機会を掴るとともに、資本業務提携契約における施策の実行を更に迅速化し、さらに、アダストリアグループの有する商品開発やマーケティングのノウハウ、人材、資金力、国内外のネットワーク等の経営資源をより一層活用することにより、両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的かつ迅速に実現することが可能となるため、本件株式交換は当社の企業価値向上に資するとの認識に至りました。本件株式交換後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化するシナジーとしては、以下のものを想定しております。

(i) 組織強化、採用力の強化、人材の拡充、DX化の推進

当社が直面する現在の好機において、更に事業を拡大していくためには、営業力のバックサポートをする本部オフィス機能強化が必須となっており、採用力の強化、経営管理・店舗開発・バックオフィス業務等における人材やDX化の充実といった課題が生じております。当社がアダストリアの完全子会社となることにより、採用においてはアダストリアグループのノウハウやネットワーク並びにブランド力を活用することが可能となり、人材拡充やDX化においてはアダストリアグループからの経営管理・マーケティング・財務経理等の人材派遣や、DX化のノウハウを含むシステム基盤等の共有を受けられることが期待されます。

また、当社が今後、ハワイ以外の海外展開やM&Aの推進を行うにあたっては、各国の慣習や法令等に適応したデュー・デリジェンスやPMIの実行が必要となりますが、米国本土やアジア各国に拠点を有し、豊富なM&Aの実績を有するアダストリアグループの人材やノウハウの共有を受けることにより、高い精度での海外展開・M&Aの遂行が実現できるようになると考えられます。

(ii) 資金調達手段の機動性・条件の向上

コロナ禍の収束後においても、外食産業に対する金融機関への融資姿勢は引き続き慎重であることから、当社においては金融機関からの借入れが十分かつタイムリーに行えない状況にありました。また、親会社であるアダストリアからのグループファイナンスに関しても、少数株主を有する上場企業として利益相反を回避するために慎重な検討を要します。

当社がアダストリアの完全子会社となることにより、当社は金融機関からの借入れと比較して、アダストリアからのグループファイナンスを機動的かつ好条件で実現できるようになると考えております。

(iii) (ii)の資金調達の機動性の向上にともなう、新規店舗の付加価値向上やPark-PFI制度における入札力の向上

当社が新規出店における物件獲得や内装造作への投資、Park-PFI制度への入札やプロジェクト遂行に際しての投資を行うにあたっては相応の資金負担が生じることとなりますが、従来においては金融機関を含め外部資金の調達では機動性等に問題があり、事業キャッシュ・フローからの充実に拠らざるを得なかった状況でした。当社がアダストリアの完全子会社となり、上記(ii)に記載の資金調達手段の機動性の向上が実現できた場合には、従来は取り組むことのできなかった規模の物件の取得や店舗のバリューアップ、Park-PFI制度の入札への参加並びに事業の拡大が可能になると考えております。

(iv) 資本業務提携契約に基づく施策の積極化、機動性の向上

資本業務提携契約に基づく本提携施策の遂行に際しては、両社が独立した上場企業として検討する場合には利益相反等が発生するためにスピード感を持った意思決定を行うことが難しい状況にありました。当社がアダストリアの完全子会社となることにより、両社間の人材交流、情報やノウハウの共有が活発化され、本提携施策のアイデア立案の活発化、協議及び意思決定のプロセスの機動性が、当社が少数株主を有し慎重な判断が必要となる現在と比

べ飛躍的に向上することが期待されます。

また、両社は、完全子会社化の方法としては、本件株式交換の対価としてアダストリアの普通株式（以下「アダストリア株式」といいます。）が当社の少数株主の皆様へ交付されることにより、アダストリア株式の保有を通じて、本件株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるアダストリアグループの事業発展・収益拡大、その結果としてのアダストリア株式の価格上昇等享受する機会を当社の少数株主の皆様に対して提供できる一方、流動性の高いアダストリア株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、本件株式交換のスキームを選択することが望ましいとの判断に至りました。

これらの点を踏まえて、両社において総合的に検討した結果、アダストリア及び当社は本件株式交換により当社がアダストリアの完全子会社となること、アダストリア及び当社それぞれの企業価値の向上に資するものであるとの認識で一致したことから、両社において、本件株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2024年3月21日開催の両社の取締役会において、アダストリアが当社を完全子会社とすることを目的として、本件株式交換を実施することを決議し、本件株式交換契約を締結いたしました。

2. 本件株式交換契約の内容

本件株式交換契約の内容は、以下に掲げる「株式交換契約書（写）」に記載のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社アダストリア（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、本株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
 - ① 商号：株式会社アダストリア
 - ② 住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
 - ① 商号：株式会社ゼットン
 - ② 住所：愛知県名古屋市中東区徳川町1001番地

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2024年6月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、乙の普通株式数の合計に0.36を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.36株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（承認の手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、同条第3項の規定に従い、甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日前日までに、乙の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部について基準時をもって消却するものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（剰余金の処分）

乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第10条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約から生じた、又はこれに関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年3月21日

甲：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社アダストリア
代表取締役会長 福田 三千男

乙：愛知県名古屋市東区徳川町1001番地
株式会社ゼットン
代表取締役社長 鈴木 伸典

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本件株式交換に係る割当ての内容

	アダストリア (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.36
本件株式交換により 交付する株式数	アダストリアの普通株式：1,137,731株（予定）	

(注1) 本件株式交換に係る割当比率

当社の株式1株に対して、アダストリアの株式0.36株を割当て交付します。ただし、アダストリアが保有する当社株式3,289,400株（2024年1月31日時点）については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記株式交換比率（以下「本件株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本件株式交換により交付するアダストリアの株式数

アダストリアは、本件株式交換に際して、本件株式交換によりアダストリアが当社の発行済株式（但し、アダストリアが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（但し、アダストリアを除きます。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本件株式交換比率を乗じた数のアダストリア株式を割当交付する予定です。なおアダストリアはかかる交付に当たり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本件株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。また、当社は、本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時までには消却する予定です。本件株式交換によって割当交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、アダストリアの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、アダストリア株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びアダストリアの定款第8条の規定に基づき、アダストリアの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式をアダストリアから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、アダストリアの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをアダストリアに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本件株式交換に伴い、アダストリア株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとし、）に相当する数のアダストリア株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

②本件株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア)割当ての内容の根拠及び理由

アダストリア及び当社は、上記1.「本件株式交換を行う理由」に記載のとおり、2023年12月にアダストリアから当社に対して本件株式交換による完全子会社化の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、アダストリアが当社を完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えるに至りました。

両社は、本件株式交換に用いられる上記①「本件株式交換に係る割当ての内容」に記載の本件株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、アダストリアは株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）を第三者算定機関に、当社は三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

アダストリアにおいては、下記3.「(3)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから2024年3月19日付で入手した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言の結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本件株式交換比率は妥当であり、アダストリアの株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「(3)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、第三者算定機関である三田証券から2024年3月19日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである祝田法律事務所からの助言、アダストリアとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本件拡大特別委員会からの指示、助言及び2024年3月21日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、アダストリアとの間で複数回にわたり本件株式交換比率を含む本件株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様利益に資するものであるとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本件株式交換比率により本件株式交換を行うこととし、2024年3月21日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本件株式交換契約を締結しました。

なお、本件株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(イ)算定に関する概要

(i)算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

アダストリアの第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングは、

アダストリア及び当社の関連当事者には該当せず、アダストリア及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

また、当社の第三者算定機関である三田証券は、当社及びアダストリアの関連当事者には該当せず、当社及びアダストリアとの間で重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

アダストリア及び当社は、本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、アダストリアはプルータス・コンサルティングを、当社は三田証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

プルータス・コンサルティングは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、アダストリア及び当社いずれについても比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

アダストリアの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による株式交換比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.30～0.37
類似会社比較法	0.21～0.30
DCF法	0.15～0.39

市場株価法においては、プルータス・コンサルティングは、算定基準日を本件株式交換契約締結日の前営業日である2024年3月19日として、アダストリア及び当社の普通株式の、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF法においては、アダストリアについては、アダストリアが作成した2024年2月期から2026年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。

当社については、当社が作成した2025年1月期から2029年1月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測には、連結営業利益において大幅な増益を見込んでいる事業年

度が含まれております。具体的には2026年1月期において、顧客単価の上昇や付加価値向上に伴う売上総利益率の向上、及び出店ペースの落ち着きによる販管費の低下により、連結営業利益が690百万円と対前年比で約130%増益することを見込んでおります。

本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

ブルータス・コンサルティングは、株式交換比率の算定に関してアダストリア及び当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。ブルータス・コンサルティングはアダストリア及び当社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ブルータス・コンサルティングは、提供されたアダストリア及び当社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、アダストリアの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。ブルータス・コンサルティングの算定は2024年3月19日までにブルータス・コンサルティングが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、ブルータス・コンサルティングの算定は、アダストリアの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

一方、三田証券は、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、類似会社比較法については、当社が属する外食産業は新型コロナウイルス感染症収束後の事業環境の過渡期にあり、当社及び類似会社の直近の業績予想値を踏まえて適切な株式価値を算定することは困難であると判断したことから、採用しておりません。

アダストリアの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による株式交換比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.30～0.37
DCF法	0.33～0.39

市場株価法においては、三田証券は、算定基準日を本件株式交換契約締結日の前営業日である2024年3月19日として、当社及びアダストリアの普通株式の、名古屋証券取引所及び東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF法においては、アダストリアについては、アダストリアが作成した2024年2月期から2026年2月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は6.1%～8.1%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として対象者株式の1株当たり株式価値を算定しております。

当社については、当社が作成した2025年1月期から2029年1月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は4.9%～6.9%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として対象者株式の1株当たり株式価値を算定しております。

なお、三田証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測には、連結営業利益において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2025年1月期及び2026年1月期において、顧客単価の上昇や付加価値向上に伴う売上総利益率の向上、及び出店ペースの落ち着きによる販管費の低下により、対前年度比で大幅な増益を見込んでおります。2025年1月期は連結営業利益が310百万円と対前年比で約53%増益すること、2026年1月期は連結営業利益が1,050百万円と対前年比で約239%増益することを見込んでおります。

本件株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

三田証券は、株式交換比率の算定に関してアダストリア及び当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三田証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。三田証券はアダストリア及び当社並びにこれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産

及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、また第三者への評価、鑑定又は査定依頼も行っておりません。三田証券は、提供されたアダストリア及び当社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。三田証券の算定は2024年3月19日までに三田証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、三田証券の算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

アダストリア及び当社は、本件株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるアダストリア株式を選択しました。アダストリアは東京証券取引所プライム市場に上場されており、本件株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆様が本件株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本件株式交換により、その効力発生日である2024年6月1日（予定）をもって当社はアダストリアの完全子会社となり、完全子会社となる当社の株式は、名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2024年5月30日に上場廃止（最終売買日は2024年5月29日）となる予定です。上場廃止後は、名古屋証券取引所において当社の株式を取引することはできなくなりますが、本件株式交換効力発生日において当社の株主の皆様が割り当てられるアダストリア株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本件株式交換により、アダストリアの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、上記3.(1)①（注3）「単元未満株式の取扱い」記載のとおり、アダストリアに対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。また、本件株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記3.(1)①（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2024年5月29日（予定）までは、名古屋証券取引所ネクスト市場においてその保有する当社株式を従来どおり取引することができますほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

両社は、アダストリアが、当社株式3,289,400株（2024年1月31日現在の発行

済株式総数6,449,766株（自己株式を除く）に占める議決権数の割合にして51.00%）を保有しており、当社がアダストリアの連結子会社に該当することから、本件株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

(ア)独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

アダストリアは、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、上記3.(1)②「(ア)割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、両社から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、2024年3月21日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、アダストリアは、プルータス・コンサルティングから株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社は、本件株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、上記3.(1)②「(ア)割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、両社から独立した第三者算定機関である三田証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本件株式交換比率により本件株式交換を行うことを、2024年3月21日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、当社は、三田証券から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(イ)独立した法律事務所からの助言

アダストリアは、本件株式交換のリーガル・アドバイザーとして、佐藤総合法律事務所を選定し、本件株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、佐藤総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

他方、当社は、本件株式交換のリーガル・アドバイザーとして、祝田法律事務所を選定し、本件株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、祝田法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

(ウ)利害関係を有しない本件拡大特別委員会からの答申書の取得

当社は、2023年12月14日、本件株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれもアダストリアと利害関係を有していない、橋本昌司氏（橋本総合法律事務所弁護士）、当社の監査等委員である社外取締役であり名古屋証券取引所に独立役員として届け出ている渡部峻輔氏及び馳雅樹氏、並びに当社に常設されている特別委員会（注）の委員である森竹正明氏の4名により構成される本件拡大特別委員会を設置しました。なお、各委員の報酬に関しては、委員のうち当社の社外取締役である2名は社外取締役としての報酬に含まれており、その他2名に対しては、その職務の対価として、

答申内容にかかわらず時間単位又は固定額及び超過部分は時間単位での報酬を支払うものとしています。

(注)当社においては、関連当事者取引について、少数株主の利益を保護するほか、関連当事者との利益相反リスクについて適切に監視・監督することを目的として、関連当事者取引の必要性、合理性、相当性を当社の経営陣や関連当事者から独立した立場で審議し、その結果を取締役に答申する「特別委員会」と呼称する委員会を従前より常設しております。この特別委員会の構成員は、渡部峻輔氏、馳雅樹氏及び森竹正明氏です。

当社は本件株式交換を検討するに当たって、本件拡大特別委員会に対し、(i) 本件株式交換の目的は合理的と認められるか(本件株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含む。)、(ii) 本件株式交換の条件(本件株式交換における株式交換比率を含む。)の公正性が担保されているか、(iii) 本件株式交換において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本件株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないか、(以下(i)乃至(iv)を総称して「本件諮問事項」といいます。)について諮問しました。本件拡大特別委員会は、2024年1月11日から2024年3月20日までに、会合を合計13回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、当社が選任した第三者算定機関である三田証券及び法務アドバイザーである祝田法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社からは、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本件株式交換により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の策定手続等について説明を受けたほか、アダストリアから、本件株式交換の目的、本件株式交換に至る背景・経緯、本件株式交換を選択した理由、本件株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーである祝田法律事務所から、本件株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本件拡大特別委員会の運用その他の本件株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、アダストリアに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社は株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)に対して、アダストリアに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本件拡大特別委員会は、AGSコンサルティングから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。並びに当社の第三者算定機関である三田証券より本件株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本件拡大特別委員会は、アダストリアと当社との間における本件株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、アダストリアから本件株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等しております。

本件拡大特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協

議及び検討を行い、(i) 本件株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 本件株式交換の条件には公正性が認められる旨、(iii) 本件株式交換に係る交渉過程の手続には公正性が認められる旨、及び(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本件株式交換の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨が記載された答申書を、2024年3月21日付で、当社の取締役会に対して提出しております。本件拡大特別委員会の意見の概要については、下記「②答申書の概要」をご参照ください。

② 答申書の概要

当社は、上記3.(3)「① 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本件株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、本件拡大特別委員会を設置し、本件諮問事項について諮問いたしました。その結果、本件拡大特別委員会から、2024年3月21日付で、大要以下のとおり答申書を受領いたしました。

(i) 本件株式交換の目的の正当性・合理性（本件株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

本件拡大特別委員会が、本件株式交換に至る背景・経緯、本件株式交換のメリット・デメリット等について、当社及びアダストリアに対して行ったヒアリング等の内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

- ・当社における事業の現状としては、外食産業全般において、多くの企業が事業の縮小及び閉鎖を進める状況にもかかわらず、当社は事業拡大の機会を得ることができており、具体的には、①好条件で物件を獲得していること、②Park-PFI制度を利用した公募は今後も増加する見込みであり、当該案件の獲得が公園再生事業の事業拡大に繋がること、③リアルタイムに店舗の収益状況や顧客状況を可視化し、オペレーションの平準化及び標準化につながるシステム設計を行うことで、従来の飲食企業経営の枠に留まらない事業フレームを構築することができるとの認識を有している。
- ・他方で、当社としては、上記の事業拡大の機会を活かし、事業拡大を図っていくためには、いくつかの課題を抱えており、具体的には、①組織強化、採用力の強化、人材の拡充及びDX化が不十分であること、②資金調達の機動性が不十分であること及び③当社及びアダストリアとの間で締結した資本業務提携契約に基づき、各提携施策を進めているものの、両社が独立した上場企業であり、両社間の取引では利益相反を回避する必要があることから、スピード感を持って遂行できないこと、が課題であると認識している。
- ・上記のような当社における課題認識のもと、当社が、本件株式交換により、アダストリアの完全子会社となることによるメリットとしては、

①組織強化、採用力の強化、人材の拡充及びDX化の推進が図られること、②資金調達の機動性の向上が図られること、③新規店舗の付加価値向上やPark-PFI制度における入札力の向上及び④資本業務提携契約に基づく本提携施策の迅速な遂行が図られることが考えられるところ、いずれも当社の抱える上記課題の解決に資するものといえ、当社の企業価値向上に資するものと考えられる。

- ・加えて、上場維持に要する費用が削減でき、当該費用を成長投資や人材に対する投資等へ利活用することも可能となる。
- ・更に、当社の企業価値を向上させる代替手段として本件株式交換より優位性を有する手段はなく、また、当社の現状を鑑みると本件株式交換による特段のデメリットは想定されない。

以上の内容は、いずれも特段不合理な点は見当たらず、合理的な検討結果と認められるから、本件株式交換は当社の企業価値向上に資するものであり、本件株式交換の目的は正当性を有し、かつ合理的であると認められる。

(ii) 本件株式交換の条件（本件株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性

a 交渉過程の手續の公正性

本件では、独立性のある委員で構成された本件拡大特別委員会は、本件拡大特別委員会がアダストリアからの本件株式交換比率の提案への諾否及び反対提案の内容について述べ、当社は、当社第三者算定機関の助言及び本件拡大特別委員会からの意見・指示を受けながら、当社がアダストリアに返答するというプロセスで行われた。本件拡大特別委員会は、与えられた権限を踏まえて主体的に関与し、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本件株式交換が行われることを目指して複数回に亘り交渉を行った。その結果、当初のアダストリアからの提案に比べ、本件株式交換における交換比率の増加を実現した。かかる経過に照らすと、本件株式交換における株式交換比率の交渉過程における手續の公正性が確保されていたと認められる。

b 株式価値算定と株式交換比率との関係

本件株式交換比率は、当社第三者算定機関である三田証券より受領した2024年3月19日付算定書によれば、2024年3月19日を基準日とする市場株価法の算定結果及びDCF法の算定結果の算定レンジの範囲内にあり、かつ、市場株価法との関係ではレンジの中央値を超える水準となっていることが認められる。また、アダストリアの提案書において参照されている公表日前日の過去1か月の終値の出来高加重平均値でみると、本件株式交換比率に係る当社株式に付されたプレミアムは、類似事例における過去1か月の終値の出来高加重平均値に対するプレミアムの平均値及び中央値には至らないものの、他の類似事例でも見受けられる水準のプレミアムが付されていると考えられる。更に、当社が2023年12月14日に公表した当社の連結子会社であるZETTON, INC.（米国）が米国救済計画法に基づくレストラン活

性化基金設立に伴い受給した820万ドルに関し、米国中小企業庁から受給資格の正当性について調査を受けていることに起因する偶発債務が顕在化する可能性を否定できないという特殊な事情も考慮すれば、本件株式交換比率は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

c 本件株式交換に係るスキームの妥当性

アダストリアが当社を完全子会社化する方法としては、株式交換のほか、アダストリアが当社の株式を公開買付けすることが考えられるところ、株式交換は、公開買付けと比べ、株式交換によってアダストリアの株式が当社の少数株主に交付され、アダストリア株式を当社の少数株主が保有することになるが、本件株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発揮によるアダストリアの事業発展・収益拡大、その結果としてのアダストリア株式の株価上昇・配当を享受する機会を当社の少数株主に対して提供できるという利点がある。

なお、一般に、株式交換については、株式交換によって、アダストリアの株式が当社の少数株主に交付されることから、当社の少数株主は、当社の事業以外のアダストリアの事業に内在するリスクを負わされることになるので、当社とアダストリアのシナジー効果の発揮によるアダストリアの株式の株価上昇や配当を享受することが必ずしもできるわけではないとの懸念がある。しかし、少数株主がかかるリスクを重視するのであれば、株式交換後にアダストリア株式を市場で売却し、現金化することが可能であるから、それほど大きな懸念事項とはいえない。

したがって、アダストリアが当社を完全子会社化する方法として、公開買付けによらずに株式交換によることが、当社の少数株主にとって不合理なものであるとはいえない。

d 小活

以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本件株式交換の条件は公正性が担保されていると考えられる。

(iii) 本件株式交換に係る手続（交渉過程及び意思決定に至る過程を含む。）の公正性

本件株式交換がいわゆる「支配株主による従属会社の買収」として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本件株式交換に係る手続の公正性の担保、本件株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当社が実施した対応は大要以下のとおりである。

a 利害関係を有しない特別委員会の設置

当社取締役会は、2023年12月14日、アダストリアから本件株式交換に係る提案を受け、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本件株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本件拡大特別委員会の

設置を決定しており、本件株式交換にかかる取引条件が決定される前に設置したものと評価することができる。この点、本件拡大特別委員会の各委員は、社外取締役2名及び社外有識者2名により構成され、また、その報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位での報酬か、又は固定報酬及び超過部分は時間単位での報酬のみであり、本件株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないため、アダストリア及び本取引の成否からの独立性はいずれも認められる。更に、本件拡大特別委員会は、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保していた。これらの点等に鑑みれば、本件拡大特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していたと認められる。

b 外部専門家の専門的助言等の取得

当社取締役会は、意思決定の公正性及び適正性を担保するために、独立したリーガル・アドバイザーである祝田法律事務所から当社に対する法務デュー・ディリジェンスの報告結果やその他法的助言・意見等を取得するとともに、独立性が認められるAGSコンサルティングからアダストリアに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの報告結果等を取得し、更に、独立した第三者算定機関である三田証券から、当社株式及びアダストリアの株式価値及び本件株式交換比率に関する資料としての2024年3月19日付算定書を取得している。なお、第三者算定機関である三田証券に対する報酬には、本件株式交換の成立を条件とする追加的な成功報酬が含まれているものの、同種の取引において一般的に行われている慣行であり、支払う報酬の水準は、同種の取引と比較しても一般的な範囲内であることから独立性に影響はないと評価することができる。

c 利益相反を回避するための意思決定プロセス

当社取締役10名のうち、木村治氏はアダストリアの代表取締役社長を、新谷亮氏はアダストリアの執行役員を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏を除く他の8名の取締役（監査等委員である者を含む。）において審議の上、その全員一致で、本件株式交換を行うことの決議を行うことを想定している。

なお、当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成については、当社の財務を担当しており、作成過程への関与が必須であった新谷亮氏が加わっているものの、同氏は本件株式交換に関してそれ以上の関与はしておらず、とりわけ、本件株式交換に関する当社の意思決定には関与していない。

以上を総合的に考慮すると、本件株式交換において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本件株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないか

上記(i)から(iii)を総合的に考慮すると、本件株式交換についての決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

③ 利益相反を回避するための措置

2024年3月21日開催の当社取締役会では、当社取締役10名のうち、木村治氏はアダストリアの代表取締役社長を、新谷亮氏はアダストリアの執行役員を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏を除く他の8名の取締役（監査等委員である者を含みます。）において審議の上、その全員一致で、本件株式交換を行うことの決議を行いました。なお、同じく利益相反を回避する観点から、木村治氏、新谷亮氏は、いずれも本件株式交換に関する協議及び交渉に参加しておりません。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) アダストリアの定款の定め

アダストリアの定款は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zetton.co.jp/>) に掲載しております。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

アダストリア株式は東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

アダストリア株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の部分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本件株式交換契約の締結を公表した日（2024年3月21日）の前営業日を基準として、1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアダストリア株式の終値の平均は、それぞれ3,606円、3,486円及び3,393円です。

また、アダストリア株式の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) アダストリアの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

アダストリアは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本件株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) アダストリアの最終事業年度に係る計算書類の内容

アダストリアの最終事業年度（2023年2月期）に係る計算書類等の内容は、

法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、東京証券取引所ウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）に掲載しております。

(2) アダストリアにおいて最終事業年度の末尾後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

① 当社

(ア) 当社は、2024年3月21日開催の取締役会において、アダストリアとの間で、アダストリアを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本件株式交換を行うことを決議し、同日、本件株式交換契約を締結いたしました。本件株式交換契約の内容は、上記「2. 本件株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(イ) 当社は、本件株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が保有する全ての自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時までには消却する予定です。

② アダストリア

アダストリアは、2024年3月21日開催の取締役会において、当社との間で、アダストリアを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本件株式交換を行うことを決議し、同日、本件株式交換契約を締結いたしました。本件株式交換契約の内容は、上記「2. 本件株式交換契約の内容」に記載のとおりです。」

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）以下、本議案において同じ。）全員（7名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされ、当事業年度における業務遂行状況等に鑑み、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	すずき しん すけ 鈴木伸典 (1971年10月23日)	1996年11月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役副社長 2005年5月 当社 取締役副社長 経営企画室長 2007年6月 当社 取締役副社長 営業本部長 2016年3月 当社 代表取締役社長 営業本部長 2018年3月 当社 代表取締役社長 2021年3月 当社 代表取締役社長 兼 ZETTON, INC. Chairman 2024年2月 当社 代表取締役社長（現任）	147,449株
(取締役候補者の選任理由) 長らく営業部門を担当し、当社事業に精通するとともに会社経営に関する豊富な知見と経験を有しているほか、2016年からは代表取締役社長として当社グループ経営の舵取りを担っております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	きくち だい すけ 菊地大輔 (1974年11月7日)	2003年7月 当社 入社 2007年10月 当社 営業本部 東京営業部長 2010年3月 当社 ダイニング事業部長 兼 マリントワー ー事業部長 2013年5月 当社 執行役員 営業本部 副本部長 兼 ダイニング事業部長 2015年3月 当社 執行役員 ダイニング事業部長 兼 ZETTON, INC. Director 2017年3月 当社 執行役員 海外事業担当 兼 ZETTON, INC. Director 2017年9月 ZETTON, INC. Vicepresident / COO 2020年5月 当社 取締役副社長 兼 ZETTON, INC. Vicepresident / COO 2021年3月 当社 取締役副社長 兼 ZETTON, INC. President / CEO 2024年2月 当社 取締役副社長 兼 ZETTON, INC. Chairman（現任）	1,330株
(取締役候補者の選任理由) 国内外の営業部門における豊富な経験と見識を有しております。今後もその幅広い知識と経験を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	たなか しゅんいち 田中 俊一 (1982年4月14日)	2005年6月 当社 入社 2015年3月 当社 ダイニング事業部 副部長 2017年3月 当社 ダイニング事業部長 2018年3月 当社 執行役員 営業本部長 2019年5月 当社 取締役 営業本部長 2023年3月 当社 取締役 営業戦略本部長 2024年3月 当社 取締役 事業開発本部長 (現任)	3,313株
(取締役候補者の選任理由) 入社以来、営業部門を担当し、その役割を適切に果たしており、当社営業部門における豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	てじま まさお 手嶋 雅夫 (1957年11月18日)	1982年4月 株式会社博報堂 入社 1992年3月 アルダス株式会社 (現 アドビ株式会社) 代表取締役社長 1994年11月 マクロメディア株式会社 (現 アドビ株式会社) 代表取締役社長 2000年9月 ショックウェーブ・ドットコム株式会社 代表取締役 2001年2月 ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 (現任) 2004年6月 パーセクアンドエーティー株式会社 (現 パーセク株式会社) 代表取締役社長 (現任) 2006年6月 オープンテーブル株式会社 代表取締役CEO 2007年1月 一般社団法人スポーツフォーライフジャパン 設立 代表理事就任 (現任) 2014年6月 株式会社コーエーテックモホールディングス 社外取締役 (現任) 2015年5月 当社 社外取締役 2022年5月 当社 取締役 (現任) 2023年3月 パス・ザ・バトン合同会社設立 代表社員 (現任) (重要な兼職の状況) ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 パーセク株式会社 代表取締役社長 一般社団法人スポーツフォーライフジャパン 代表理事 株式会社コーエーテックモホールディングス 社外取締役 パス・ザ・バトン合同会社 代表社員	854株
(取締役候補者の選任理由) 企業経営者として経営に関する豊富な経験及び知見を有すること、またマーケティング及び販売促進に関する戦略について幅広い知見を有しております。その豊富な経験と知識を当社の業務執行に反映できると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
5	きむら おきむ 木村 治 (1969年9月2日)	2011年9月 株式会社トリニティーツ（現 株式会社 アダストリア）代表取締役社長 2013年4月 株式会社FRIENDS 取締役 2013年9月 株式会社アダストリアホールディングス （現 株式会社アダストリア）取締役 Adastria Asia Co., Ltd. 董事 2014年2月 株式会社N9&PG（現 株式会社アダストリ ア・ロジスティクス）取締役 2015年5月 株式会社アダストリアホールディングス （現 株式会社アダストリア）取締役 上席 執行役員 2016年6月 株式会社アダストリア 常務取締役 2016年11月 peoples inc. 株式会社 取締役副社長株式 会社アシア（現 株式会社BUZZWIT）取締 役副社長 2017年3月 株式会社エレメントルール 取締役副社長 （現任） 2017年10月 株式会社ADASTRIA eat Creations 代表取 締役社長 2018年3月 株式会社アダストリア 取締役副社長 2019年5月 久恩玖貿易（上海）有限公司董事（現任） 2020年2月 株式会社BUZZWIT 取締役 2021年5月 株式会社アダストリア 取締役社長 2022年5月 当社 取締役（現任） 株式会社アダストリア 代表取締役社長 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アダストリア 代表取締役社長 株式会社エレメントルール 取締役副社長 久恩玖貿易（上海）有限公司 董事	一株
（取締役候補者の選任理由） 当社の親会社の代表取締役社長として経営に関する豊富な経験及び知見を有すること、また、営業・店舗開発分野において豊富な経験と高い見識を有することから、当社の企業価値の向上に貢献いただくため、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
6	あ ら や りょう 新 谷 亮 (1974年9月7日)	1997年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2007年10月 スターリングパートナーズ株式会社 入社 2009年9月 株式会社ポイント（現 株式会社アダストリア）入社 2011年9月 同社 経営企画部長 2012年3月 同社 執行役員経営企画部長 2013年9月 株式会社アダストリアホールディングス（現 株式会社アダストリア）経営戦略部長 2015年3月 同社 営業第1本部副本部長 兼 レブシム営業部長 2017年3月 同社 営業第1本部副本部長 兼 ローリーズファーム営業部長 2020年3月 同社 執行役員 経営企画室長 2021年9月 同社 執行役員 管理本部長 株式会社アダストリア・ゼネラルサポート取締役 2022年7月 株式会社ADASTRIA eat Creations取締役 2023年3月 株式会社アダストリア 執行役員（現任） 当社 執行役員 管理本部長 2023年4月 当社 取締役 管理本部長 2024年3月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アダストリア 執行役員	-株
（取締役候補者の選任理由） 金融機関での経験に基づく財務・会計の見識を有していることに加え、当社の親会社である株式会社アダストリアにおいて経営戦略、財務及び営業での多くの経験と実績を重ねていることから、これまでの豊富な経験と実績を生かして、当社の企業価値の向上に貢献いただくため、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者木村治氏は、当社議決権の51%を保有する親会社である株式会社アダストリアの代表取締役社長を兼任しております。同氏の同社及び同社の子会社における現在及び過去10年間の地位及び担当については、前記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」の欄に記載のとおりであります。なお、同社と当社の間には、業務委託等の取引関係があります。同社及び同社グループ会社との間の取引の状況につきましては、事業報告「1（6）重要な親会社及び子会社の状況」及び個別注記表「9. 関連当事者との取引に関する注記」をご参照ください。
2. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 新谷亮氏の在籍する株式会社アダストリアは、当社議決権の51%を保有する親会社であります。また、同氏の現在及び過去10年間における株式会社アダストリアの業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
4. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2024年1月31日）現在の株式数を記載しております。なお、この株式数には当社役員持株会における本人持分が含まれます。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金又は争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新をする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おおそね さぶ ろう 大曾根 三郎 (1949年12月26日)	1970年2月 株式会社帝国ホテル 入社 2000年6月 同社 帝国ホテル大阪 管理部長 2002年8月 同社 帝国ホテル大阪 接遇部長 2005年6月 同社 情報システム部長 2007年10月 当社 入社 人事総務部長 2014年5月 当社 常勤監査役 2020年5月 当社 常勤監査等委員である取締役（現任）	－株
	<p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>長年にわたるサービス業界での経験に加え、入社以来、当社人事総務部門を担当し、2014年より当社常勤監査役、2020年より当社常勤監査等委員として当社グループの経営全般の監査を行っております。これまでの当社における経験や業界に精通した様々な観点から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	わた なべ しゅん すけ 渡部 峻輔 (1984年8月27日)	2009年9月 司法試験合格、司法研修所 入所 2010年12月 弁護士登録 2011年1月 クリフォードチャンス法律事務所 外国法 共同事業 入所 2014年11月 AZX総合法律事務所 入所 2017年5月 当社 社外監査役 2018年1月 AZX総合法律事務所 パートナー弁護士（現任） 2020年5月 当社 監査等委員である社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) AZX総合法律事務所 パートナー弁護士	70株
	<p>(社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>弁護士としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社における重要な意思決定と業務執行の監督に有用な役割を果たしております。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、業務執行を行う経営陣とは独立した客観的な立場で、特に法務の観点から妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただけるものと期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
3	はせ まさ き 馳 雅 樹 (1963年10月28日)	1987年10月 英和監査法人 アーサー・アンダーセン東京事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所 1991年8月 公認会計士登録 1994年1月 本郷会計事務所（現 辻・本郷税理士法人）入所 1998年9月 馳公認会計士事務所 所長（現任） 1998年12月 税理士登録 1999年8月 有限会社青山パートナーズ（現 株式会社青山パートナーズコンサルティング）設立 代表取締役・代表パートナー（現任） 2005年11月 青山パートナーズヒューマンサービス株式会社（現 青山パートナーズヒューマンサービス株式会社）取締役（現任） 2011年10月 税理士法人青山パートナーズ 設立 統括代表社員・代表パートナー（現任） 2020年5月 当社 監査等委員である社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 馳公認会計士事務所 所長 株式会社青山パートナーズコンサルティング 代表取締役・代表パートナー 税理士法人青山パートナーズ 統括代表社員・代表パートナー	1,426株
（社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要） 公認会計士・税理士としての専門的な知識と企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社における重要な意思決定と業務執行の監督に有用な役割を果たしているため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公認会計士・税理士としての専門的な知見を活かし、業務執行を行う経営陣とは独立した客観的な立場で、特に財務及び会計の観点から妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただけるものと期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2024年1月31日）現在の株式数を記載しております。なお、この株式数には当社役員持株会における本人持分が含まれます。
3. 渡部峻輔氏及び馳雅樹氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 渡部峻輔氏及び馳雅樹氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって渡部峻輔氏は3年11ヵ月、馳雅樹氏は3年11ヵ月となります。また、渡部峻輔氏は社外監査役も含めた通算の在任期間は6年11ヵ月となります。
5. 当社は、大曾根三郎氏、渡部峻輔氏及び馳雅樹氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額としており、各氏の選任が原案どおり承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金又は争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新をする予定であります。
7. 当社は渡部峻輔氏及び馳雅樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

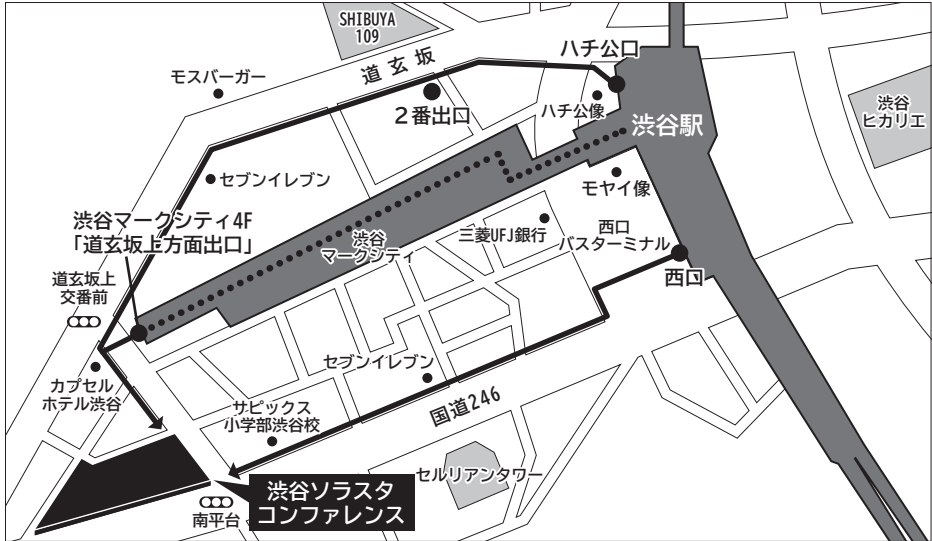
1. 議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能です。
2. 議決権行使の方法について
 - (1) パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - (2) スマートフォンをご利用の方
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要がございます。
※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。
3. 議決権行使のお取り扱いについて
 - (1) 議決権の行使期限は、2024年4月24日（水曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
 - (2) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
 - (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
 - (4) パソコン又はスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。
4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
 - (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
【専用ダイヤル】0120 (652) 031（受付時間 9:00～21:00）※通話料無料
 - (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
 - ②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
【電話】0120 (782) 031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）※通話料無料

以上

株主総会会場ご案内図

【会場】東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスト4階
「渋谷ソラストコンファレンス 4D」

※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。



(交通のご案内)

- 渋谷駅西口から 徒歩6分
- 渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分
- 渋谷駅ハチ公口から 道玄坂経由 徒歩7分

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

zetton inc.